

佐渡ジオパーク写真募集キャンペーン実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、佐渡ジオパーク（以下「本ジオパーク」という。）の魅力を広く写真で発信し、本ジオパークをPRするために佐渡ジオパーク写真募集キャンペーン（以下「本キャンペーン」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(実施手法)

第2条 本キャンペーンは、スマートフォン向け写真共有アプリケーションのInstagramを用いて実施するものとする。

(テーマ)

第3条 本キャンペーンで募集する写真のテーマは、佐渡ジオパークのサイト風景とする。

(実施期間)

第4条 本キャンペーンの実施期間は、令和4年5月9日から令和4年9月30日までとする。

(応募資格)

第5条 本キャンペーンの実施目的に賛同する方（日本国内在住）であれば、プロ・アマチュアを問わない。

(応募方法)

第6条 本キャンペーンの応募者は、次の各号に掲げる要件を遵守し、第3条のテーマに沿った写真をInstagramに投稿するものとする。

- (1) 応募者が取得したInstagramのアカウントを公開していること
- (2) 本ジオパークのInstagramアカウント（sado_island_geopark）をフォローしていること
- (3) 写真を投稿する際には、キャプションに「撮影サイト名」、「撮影年月日」及び「サイトの感想コメント」並びに「#佐渡ジオパーク」及び「#佐渡ジオパーク写真募集キャンペーン」を入力すること。

なお、同ハッシュタグのほかにその他複数のハッシュタグを入力することは差支えない。

(投稿の制限等)

第7条 応募者の投稿回数に制限は設けないこととする。ただし、1回の投稿につき

写真の添付は1点のみとする。

- 2 投稿する写真は、応募者が撮影した未発表のものに限るものとする。
- 3 投稿する写真は、第4条の期間に撮影されたものでなくても差支えない。
- 4 人物が写った写真は、被写体となった者の了解を得たもののみ投稿することができる。
- 5 写真は、解像度変更、ホワイトバランスの補正、トリミングの補正、色調変更などの加工を施して投稿することができるが、組写真や合成写真は投稿することができない。

(投稿の禁止行為等)

第8条 次の各号に掲げる行為を禁止行為とする。

- (1) 被写体の許諾を得られていない写真を応募する行為
- (2) 応募写真に、個人を特定できる情報を記載する行為
- (3) ほかの印刷物、展覧会などで公表されている写真を応募する行為
- (4) 法令に違反する行為及び違反する行為を幫助・勧誘・強制・助長する行為
- (5) 本キャンペーンのサーバーに過度の負担を及ぼす行為
- (6) 本キャンペーンの運営を妨害する行為
- (7) ほかの撮影者の本キャンペーンへの応募を妨害する行為
- (8) 選挙の事前運動、選挙運動又はこれらに類似する行為。公職選挙法に抵触する行為
- (9) 他人の名誉、社会的信用、プライバシー、肖像権、パブリシティ権、著作権その他の知的財産権を侵害する行為。また、その他の権利（法令で定められたもの及び判例上認められたもの全てを含む）を侵害する行為
- (10) ほかの応募者への中傷、脅迫、いやがらせに該当する行為
- (11) 佐渡ジオパーク推進協議会（以下「協議会」という。）の許諾を得ない売買行為、オークション行為、金銭支払やその他の類似行為
- (12) 協議会の許諾を得ない商品やサービスの広告、宣伝を目的としたプロフィール内容の公開、その他スパムメール、チェーンメール等の勧誘を目的とする行為
- (13) 宗教の布教を目的とする行為。ただし、単に宗教関連施設を撮影した写真を応募することは差し支えない。
- (14) 他人の名義、その他会社等の組織名を名乗ること等による、なりすまし行為
- (15) 公序良俗、一般常識に反する行為
- (16) その他上記に準じる行為

(応募写真の掲載中止等)

第9条 前条の禁止行為に該当すると協議会が判断した場合、その他規約に違反した内容であると協議会が判断した場合には、協議会は、当選およびサイト上への掲載を取消することができるものとする。

(費用の負担)

第10条 写真を投稿する際の通信料については、応募者が負担するものとする。

(賞及び副賞等)

第11条 第6条及び第7条の要件を満たす投稿のうち、協議会は、特に佐渡ジオパークのPRに資すると認められる写真を選定し、当該写真を投稿した者(以下「受賞者」という。)に次の各号のいずれかの賞を授与する。

なお、受賞者には、その賞を記載した賞状を授与する。

- (1) 最優秀賞(1本)
- (2) 優秀賞(1本)
- (3) 『佐渡さんぼ』(佐渡市公式観光パンフレット)賞(1本程度)
- (4) 「いいね」賞(1本)
- (5) ジオギャラリー賞(若干数)

2 前項の選定に関し、応募者は一切の異議を申し立てることができないものとする。

3 受賞者には、副賞として選定の結果に応じて次の各号の商品を提供することができる。ただし、同じ応募者の複数の作品が賞に選定された場合は、重複して賞品を提供せず、上位の1作品に対応する賞品のみを提供するものとする。

- (1) いずれの受賞作品も佐渡ジオパークのポスターに用いて、その栄誉を称える。
 - (2) いずれの受賞作品も佐渡ジオパーク公式サイトのトップページに掲載し、その栄誉を称える。
 - (3) いずれの受賞作品も佐渡ジオパーク公式サイトのギャラリーページに掲載し、その栄誉を称える。
 - (4) いずれの受賞作品も佐渡ジオパーク公式SNSで紹介し、その栄誉を称える。
 - (5) いずれの受賞作品も佐渡ジオパークセンターに展示し、その栄誉を称える。
 - (6) いずれの受賞作品も佐渡汽船ジオパーク情報コーナーに展示し、その栄誉を称える。
 - (7) いずれの受賞作品も佐渡市役所ホームページのフォトギャラリーに掲載し、その栄誉を称える。
 - (8) 最優秀賞受賞者には、上記の第1号から第6号に加え、佐渡ジオパークグッズ5,000円分及び佐渡ジオパークガイド利用券2,500円分を贈呈する。
 - (9) 優秀賞受賞者には、上記の第1号から第6号に加え、佐渡ジオパークグッズ3,000円分及び佐渡ジオパークガイド利用券2,500円分を贈呈する。
 - (10) 『佐渡さんぼ』賞受賞者には、上記の第1号から第6号に加え、佐渡ジオパークグッズ1,000円分を贈呈する。また、同賞入選作品を佐渡市公式観光パンフレット『佐渡さんぼ』内で使用するものとする。
 - (11) 「いいね」賞受賞者には、上記の第1号から第6号に加え、佐渡ジオパークグッズ3,000円分を贈呈する。
- 4 賞品の発送は日本国内に限るものとする。

5 第6条及び第7条の要件を満たしていない投稿は、選定の対象外とする。

(受賞者への連絡)

第12条 協議会は、Instagramのメッセージ機能を利用し、受賞者にその旨を連絡するものとする。

2 受賞者は、次に掲げる事項を協議会が指定する日までに協議会へInstagramのメッセージ機能を利用して連絡するものとする。

- (1) 受賞者の住所
- (2) 副賞等の発送先
- (3) 氏名
- (4) 年齢
- (5) 電話番号

3 協議会が指定した日までに連絡がない場合は、副賞の受取りを辞退したものとみなし、副賞の授与を行わない。ただし、それは受賞そのものを取消すものではない。

(受賞写真の提供)

第13条 受賞者は、協議会に受賞写真のデータを提供するものとする。

(受賞者の公表)

第14条 協議会は、受賞者が決定した後、投稿された写真及び受賞者のアカウント名を本ジオパークウェブサイト、SNS等において公表するものとする。

(個人情報の保護)

第15条 協議会は、応募者の個人情報を厳重に管理し、賞品等の発送以外の目的のために利用しないものとする。

(著作権等)

第16条 投稿された写真の著作権は応募者に帰属するが、協議会は投稿された写真を本ジオパークホームページ、本ジオパークのInstagramアカウントその他のSNSアカウント、協議会の印刷物、協議会が関与するイベントでの展示等において、無償で利用することができるものとし、応募者はその旨同意したものとみなす。また、目的の範囲内であれば、協議会の許可において、他の団体・企業等も投稿された写真を無償で利用できるものとする。

2 投稿された写真において肖像権や著作権等の第三者の権利侵害があった場合は、協議会は一切責任を負わず、応募者の責任によって解決するものとする。

(損害に対する責任)

第17条 協議会は、本キャンペーンが第1条の趣旨のもとに行われることに鑑み、

応募者の投稿により生じた損害等に対する責任は、その原因のいかんを問わずこれを負わない。

(その他)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この要領は、令和 4 年 5 月 9 日から施行する。